

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第5号	
事故等名	衝突（かき筏）	
発生日時	平成22年12月25日（土） 18時30分ごろ	
発生場所	広島県広島市 大カクマ島島頂から真方位265° 430m付近 （概位 北緯34° 18.8′ 東経132° 23.8′）	
事故等調査の経過	平成23年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート なでしこ、4.0トン	
船舶番号、船舶所有者等	270-46143（船舶検査済票番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船底部に擦過傷、プロペラ曲損 かき筏 全損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、4人を同乗させ、大カクマ島西方沖に設置されたかき養殖施設付近を対地速力約18ノットで手動操舵により北東進中、平成22年12月25日18時30分ごろ、かき筏に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、大カクマ島西方沖に設置されたかき養殖施設付近を北東進中、船長が、レーダーによる適切な見張りを行っていなかったことから、かき筏に接近していることに気付かずに航行し、かき筏に衝突したものと考えられる。 船長は、レーダーの調整を適切に行っていなかったため、かき筏をレーダーで探知できなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、大カクマ島西方沖に設置されたかき養殖施設付近を北東進中、船長が、レーダーによる適切な見張りを行っていなかったため、かき筏に接近していることに気付かずに航行し、かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。	